

「船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョン  
の実施のための制度のあり方について」

中間とりまとめ

平成 27 年 8 月 28 日

交通政策審議会  
海事分科会  
船舶交通安全部会

「船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョンの  
実施のための制度のあり方について」中間とりまとめ

目 次

はじめに

第三次交通ビジョンの実施のための制度のあり方について

1. 一元的な海上交通管制の構築

- (1) 非常災害発生時における湾内全域を一体と捉えた移動命令等の導入
- (2) AIS航路標識による航行に適する海域等の明示・手続の迅速化
- (3) 非常災害発生時における情報聴取義務海域の湾内全域への拡大
- (4) 位置通報による湾内全域の船舶動静の把握と事前通報の一本化  
位置通報による船舶動静の把握  
事前通報の一本化

2. 航路標識を活用した安全対策の強化

- (1) 船舶自動識別装置(AIS)の活用  
準ふくそう海域におけるAIS航路標識を活用した経路指定  
AISを活用した乗揚げ防止情報等の聴取義務  
AIS航路標識等に対する機能障害の抑止  
AISの普及促進
- (2) 航路標識の適切な整備・管理  
海上構築物等に対する衝突・乗揚げ防止のための航路標識の設置勧告等  
航路標識の設置手続きの簡素化(届出制、設置基準の明確化)  
航路標識の収用制度の見直し

3. 船舶交通の現状を踏まえた港内の安全対策

- (1) 航泊禁止等に伴う交通方法の設定
- (2) 港の出入口付近等での運航調整
- (3) 雑種船の範囲等の見直し

4. 小型船舶の安全対策の充実

- (1) 小型船舶事故の防止効果の向上
- (2) 民間ボランティアとの連携

5. 航路標識・情報提供等小委員会の設置

## はじめに

平成25年10月に、本審議会において、今後の船舶交通安全政策が果たすべき役割と方向性及びそのための手法について答申(船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョン)をまとめたところである。この答申を踏まえ、海上保安庁では毎年度実施計画を作成し、本審議会の下に設けられた船舶交通安全部会における審議を経ながら、施策を鋭意実施してきている。

この答申に盛り込んだ施策のうち、一元的な海上交通管制の構築については、まずは東京湾で導入することとし必要となる施設整備を進めているが、その運用に当たっては、湾内の船舶の円滑な運航の確保及び非常災害発生時における海上交通機能の維持のため、執るべき措置について検討する必要がある。

また、リアルタイムでの船舶の動静把握等を容易にする船舶自動識別装置(AIS)を活用した航路標識に関する国際ルールの採択や民間の技術力の向上等の船舶交通の状況を踏まえ、航路標識を活用した安全対策の強化のための措置の検討及び現行制度の検証を行う必要がある。

これらを踏まえ、本年5月から検討を進めてきた「船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョンの実施のための制度のあり方について」、中間的に検討の方向性について取りまとめたものである。

引き続き検討を進めるに当たっては、一元的な海上交通管制の構築に関する関係船舶への移動命令等の伝達手段など、運用上の問題解決についても併せて整理を進めるものとする。

また、航路標識の適切な整備・管理等の運用上の詳細な事項については、船舶交通安全部会の下に、航路標識・情報提供等小委員会を設置し、課題の検討を行うこととする。

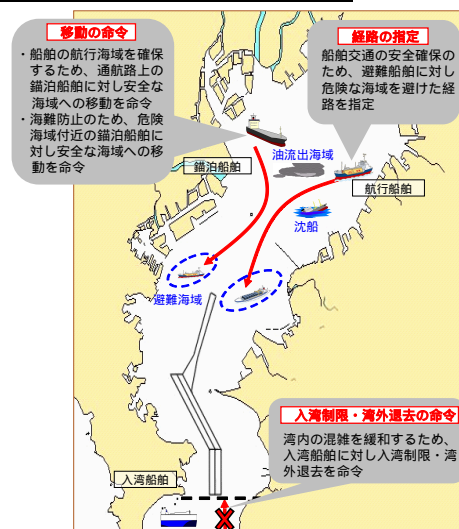
## 第三次交通ビジョンの実施のための制度のあり方について

### 1. 一元的な海上交通管制の構築

#### (1) 非常災害発生時における湾内全域を一体と捉えた移動命令等の導入

・非常災害の発生により、湾内において船舶交通の危険や船舶交通の混雑が生じるおそれがある場合に、湾内全域を一体と捉え、湾内への入湾制限、湾内での移動及び航行する経路の指定、湾外への退去に関する命令を行う制度の検討が必要である。

「湾内」とは、自然的及び社会経済的条件から、船舶交通が特にふくそうし、非常災害が発生した場合に海難が発生する蓋然性が高い海域をいう。以下同じ。

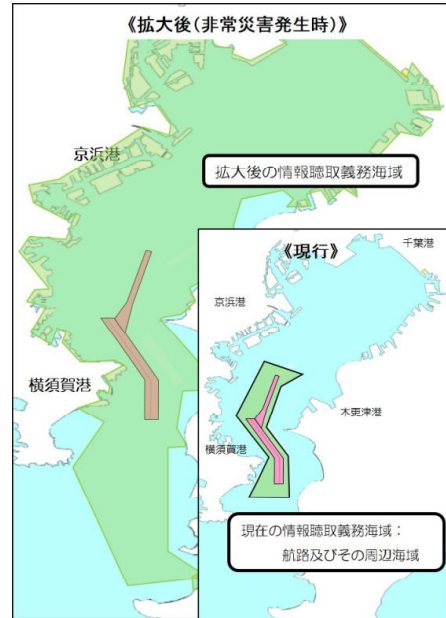


(2) AIS 航路標識等による航行に適する海域等の明示・手続の迅速化

- ・非常災害や海難が発生した場合において、船舶が安全に航行できる海域や危険な海域等を示す指標として緊急的に設置する航路標識については、告示によらず他の方法により周知する制度の検討が必要である。

(3) 非常災害発生時における情報聴取義務海域の湾内全域への拡大

- ・現行の情報聴取義務海域は、航路及びその周辺海域のみとなっているところ、非常災害が発生した場合には湾内全域を情報聴取義務海域とし、船舶交通の障害発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報、その他の湾内を安全に航行するために必要と認められる情報等を提供し、一定の船舶が湾内を航行している間は、提供される情報の聴取を確保するための制度の検討が必要である。
- ・情報提供等による安全確保の実効性を高めるため、湾内において危険を防止するために必要なときは当該船舶に対し危険回避のための勧告を行うとともに、船舶が講じた措置の報告を求める制度の検討が必要である。



(4) 位置通報による湾内全域の船舶動静の把握と事前通報の一本化

位置通報による船舶動静の把握

- ・非常災害が発生した場合において、避難海域の調整等、適切な船舶交通の整理を行うことにより湾内の安全を確保するために、常時湾内の船舶動静を把握する必要があることから湾内に入域又は出港しようとする一定の船舶は、入域又は出港時点においてその旨を通報する制度の検討が必要である。

事前通報の一本化

- ・湾内に設定されている海上交通安全法の航路及び港則法の航路(水路)を航行する船舶の航路管制を一体的に行うことにより、船舶交通の効率性と安全性を向上させるため、海上交通安全法の航路、港則法の航路(水路)を航行する際に必要な事前の通報を一本化し、当該通報を行った場合には、海上交通安全法の航路及び港則法の航路(水路)に関するそれぞれの通報は不要とする制度の検討が必要である。
- ・海上交通安全法の航路及び港則法の航路(水路)を航行する船舶の航路管制について、一体的な管制を実施するに当たり、船舶交通の安全を確保するため、航路入航予定時刻の変更等を指示する制度の検討が必要である。



事前通報の一本化イメージ

## 2. 航路標識を活用した安全対策の強化

### (1) 船舶自動識別装置(AIS)の活用

準ふくそう海域におけるAIS航路標識を活用した経路指定

・地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況により、船舶交通の安全を確保するために船舶交通の整理を行う必要がある海域について、航行に適する経路を指定し、当該海域を航行する船舶はできる限り指定された経路によって航行する制度の検討が必要である。

・指定した経路については、AIS航路標識による明示を含む周知方法を併せて検討する。

AISを活用した乗揚げ防止情報等の聴取義務

・沿岸域における乗揚げや走錨による海難発生の蓋然性が高い一定の海域において、AIS情報を基に乗揚げ等の危険性がある船舶に対し乗揚げ等の防止に資する情報を提供し、当該海域を航行する船舶は提供される情報を聴取するとともに、情報提供に基づき船舶が講じた措置についての報告を求める制度の検討が必要である。

・当該海域において、海上保安庁が行う航行の安全に資する情報提供に必要な情報収集の要請に船舶が応じる制度の検討が必要である。

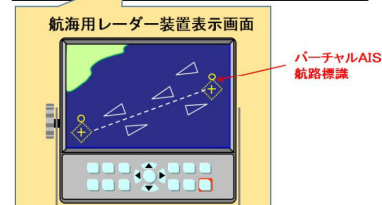
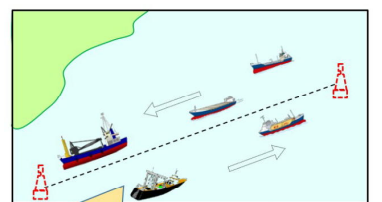
AIS航路標識等に対する機能障害の抑止

・AIS航路標識が今後普及することを踏まえ、航路標識の機能に損傷、障害を与える行為を禁止する制度の検討が必要である。

・船舶が航路標識に接触し損傷を与えた場合に、報告をする制度の検討が必要である。

AISの普及促進

・AISの搭載を義務付けられていない船舶におけるAISの普及状況、AISの普及に伴う通信混雑による影響等に関する調査を行い、当該調査等を踏まえた普及促進策の検討が必要である。



AIS航路標識を活用した経路指定



太陽電池パネルの曲損  
【船舶接触による被害例】

### (2) 航路標識の適切な整備・管理

海上構築物等に対する衝突・乗揚げ防止のための航路標識の設置勧告等

・衝突又は乗揚げ等の海難が多発する海域、その他船舶交通の安全を図ることが必要な海域において、海上構築物等を設置し又は設置しようとする者に対し、船舶交通の安全を図るために必要と認めるときは、海上構築物等の設置者、海域利用者から意見を聴取のうえ、航路標識の設置を勧告するとともに、勧告に応じない場合には命令する制度の検討が必要である。

航路標識の設置手続きの簡素化(届出制、設置基準の明確化)

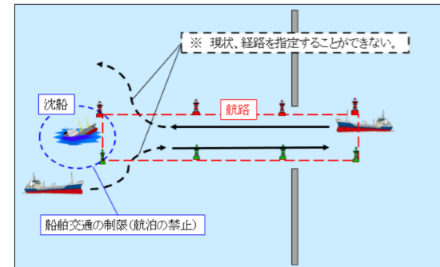
・航路標識の塗色、灯質及び形状等の事項についての設置基準を明確化することを前提に海上保安庁以外の者が設置管理する航路標識の一部を許可制から届出制とする制度の検討が必要である。

- ・国の機関又は地方公共団体が航路標識を設置する場合、海上保安庁長官の許可制から協議制とする制度の検討が必要である。  
航路標識の収用制度の見直し
- ・海上保安庁以外の者が設置し、又は管理する航路標識の海上保安庁長官による収用制度の見直しの検討が必要である。

### 3. 船舶交通の現状を踏まえた港内の安全対策

#### (1) 航泊禁止等に伴う交通方法の設定

- ・港内において、工事作業の実施や海難が発生した場合等に、航行船舶の安全を確保するため、航泊禁止の設定に加えて、航路によらない船舶の航行に適する経路の指定等の交通方法を設定する制度の検討が必要である。



#### (2) 港の出入口付近等での運航調整

- ・港の出入口付近等における大型船舶同士の行き会いの調整等について、地域の海事関係者による協議の枠組み及び船舶交通の安全対策として信号以外の方法による交通整理にかかる制度の検討が必要である。

#### (3) 雑種船の範囲等の見直し

- ・港内における雑種船とその他の船舶との関係において、避航義務の関係が外観から明確に分かるように一定の大きさを区分し、併せて海域の状況等に応じて航路毎に航路航行義務を免除する船舶を設定する制度の検討が必要である。

### 4. 小型船舶の安全対策の充実

#### (1) 小型船舶事故の防止効果の向上

- ・小型船舶事故の防止効果を向上させるため、船舶事故に対する処分のあり方について関係者の意見を聞きつつ検討が必要である。

#### (2) 民間ボランティアとの連携

- ・小型船舶の安全に関する知識を有する民間ボランティアの活動について、現状を踏まえ、対外的な位置付けの明確化と、船舶事故の防止の効果を向上させるための活動内容について検討が必要である。

### 5. 航路標識・情報提供等小委員会の設置

航路標識の適切な整備・管理その他制度の検討に当たり、小委員会を設置し運用に関する次の項目等について検討を行うこととする。

- ・航路標識の設置を勧告する海上構築物等の要件
- ・設置勧告の実施に当たっての海域利用者等からの意見聴取方法等
- ・情報提供施設を含む航路標識の設置基準、性能要件
- ・許可制から届出制とする航路標識の範囲
- ・その他、制度の運用等に必要な事項